

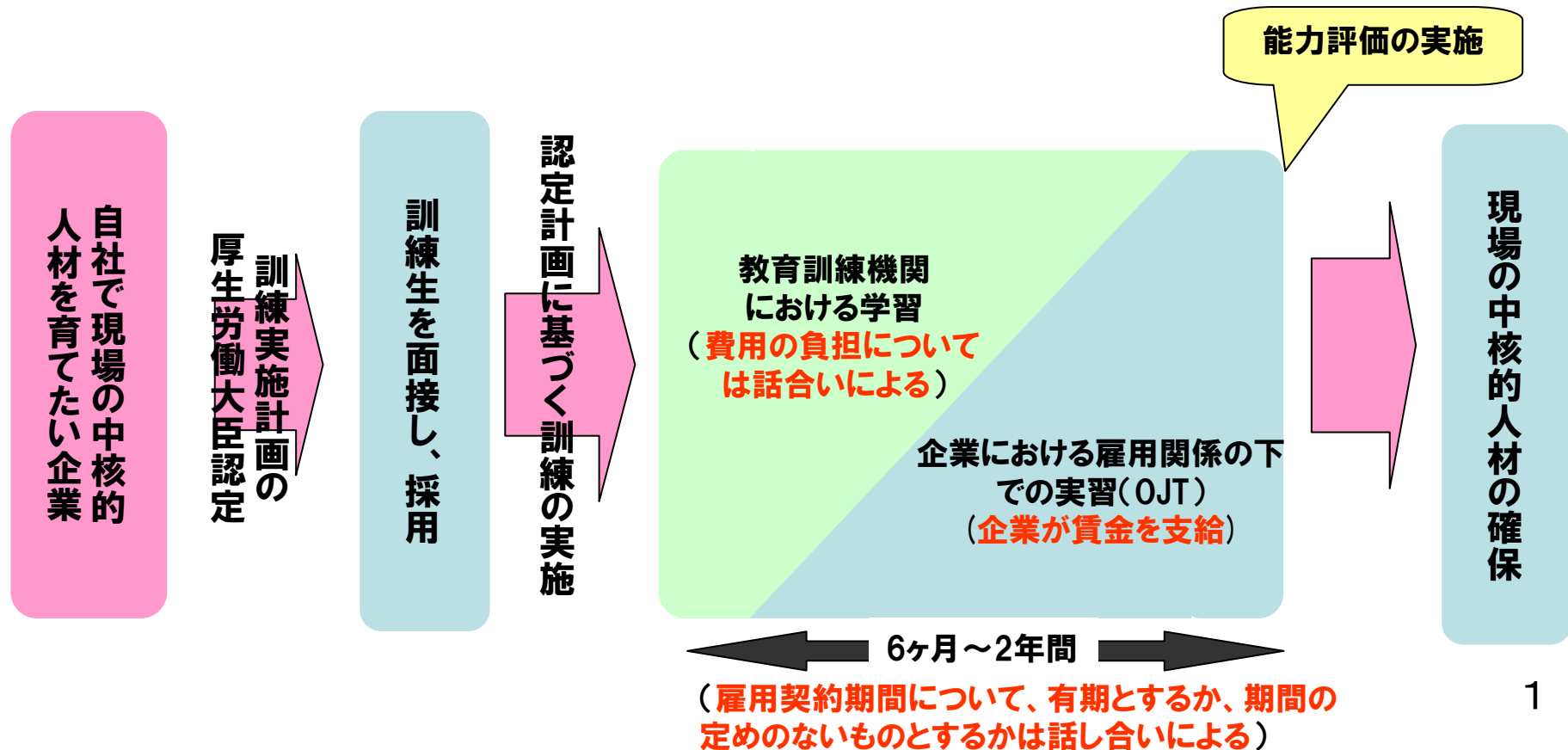
実践型人材養成システム及び  
日本版デュアルシステムについて  
(厚生労働省参考資料)

平成19年6月12日

厚生労働省

## 実践型人材養成システム(実習併用職業訓練)について

- 「実践型人材養成システム」は、企業が主体となって、教育訓練機関(①公共職業能力開発施設、②認定職業訓練校、③専修学校・各種学校等)における学習と、企業における雇用関係の下での実習(OJT)とを組み合わせることにより、若者を現場の中核となる人材として養成する制度。
- 企業は、訓練計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることが可能。認定を受けた企業は、その旨を募集広告等に表示することが可能。人材の募集については、ハローワークも支援。
- OJT訓練の実施に当たって、企業は、面接の上、訓練生を選考し、雇用契約を締結。
- 訓練修了時には、訓練生に対する職業能力評価を実施。有期雇用契約のケースでは、雇用契約を締結した際に取り決めた訓練修了後の取扱いにより、訓練生の採否が決定される。



## 実践型人材養成システムに係る省令・指針について

学識経験者、教育訓練機関関係者、労使団体関係者を参集した「実践型人材養成システムの運用に関する検討会議」(座長:小杉 礼子JILPT統括研究員)においてまとめられた報告書を基に、実践型人材養成システムに係る省令・指針を以下のとおり改正・整備。  
(平成18年9月25日公布)

### 1. 職業能力開発促進法施行規則等の一部改正

#### ○ 実践型人材養成システムを行う事業主が実施計画に記載する事項、実施計画の大臣認定基準

主な記載事項	認定基準等	趣旨
対象者	15歳以上35歳未満	若者対策全体との整合性を図るため。
訓練期間	6月以上2年以下	実践的な教育訓練(公共職業訓練の専門課程・普通課程や専修学校専門課程等)の状況を踏まえたもの。(日本版デュアルシステムの大部分を占める委託訓練型は5月以下。)
修了時の評価方法	客観的かつ公正なものであること (技能検定・職業能力評価基準・法律に基づく資格制度等)	労働市場において広く活用可能であるとともに、審査基準が明確にされている制度を幅広く活用。
総時間数	1年当たり850時間以上	日本版デュアルシステムの基準(企業主導型、年間おおむね700時間以上)より引き上げ。(なお、専修学校専門課程の2年コースの場合、専門士資格の要件とも整合。)
OJT等時間割合	2割以上8割以下	日本版デュアルシステムのうち、OJTを組み込んでいるものの運用実態を踏まえ、幅広く設定。

○ 実践型人材養成システムの実施計画を作成した事業主が大臣認定を申請する際には、雇用・能力開発機構を經由して提出できる。

○ 事業主が訓練実施計画の大臣認定を受けた場合に可能となる表示は、「認定実践型人材養成システム」の文字とし、労働者の募集の広告、事業主の広告、インターネット上のホームページ等において表示できる。

## 2. 事業主が講ずべき措置に関する指針

### (1) 事業主が講ずべき措置

- OJTと座学を相互に密接に関連付けて実施すること。
- 訓練の期間、内容、評価方法等について教育訓練機関と十分に協議すること。
- 訓練を担当する者を選任し、教育訓練機関との緊密な連携体制を整えること。
- 訓練の内容や費用の負担その他訓練の実施に関する事項を明らかにする書面を、事前に訓練を受けようとする者に交付すること。
- 評価の方法は客観的かつ公正な基準によって行われるものとする。

### (2) 事業主が留意すべき事項

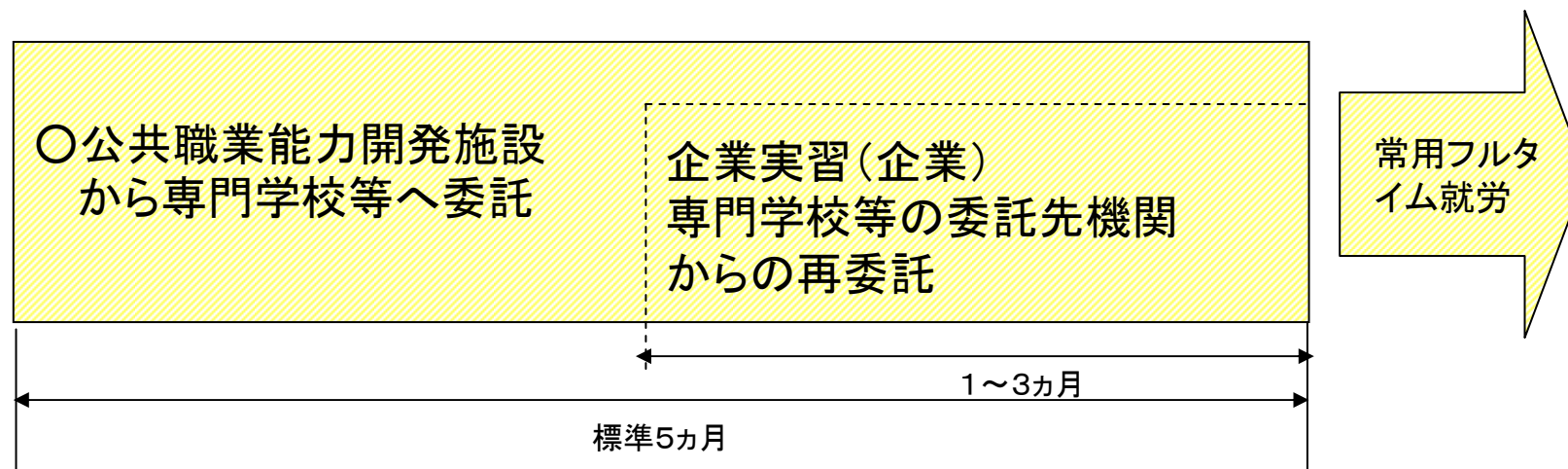
- 訓練生は労働者であることから、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。  
特に、有期雇用の労働契約を締結して訓練を実施する場合、モデル契約書等の活用により、訓練生に対して訓練修了後、雇用する場合しない場合の判断の基準等を事前に明示すること。

## 日本版デュアルシステムの推進

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させて教育（日本版デュアルシステム）の社会的定着を図る

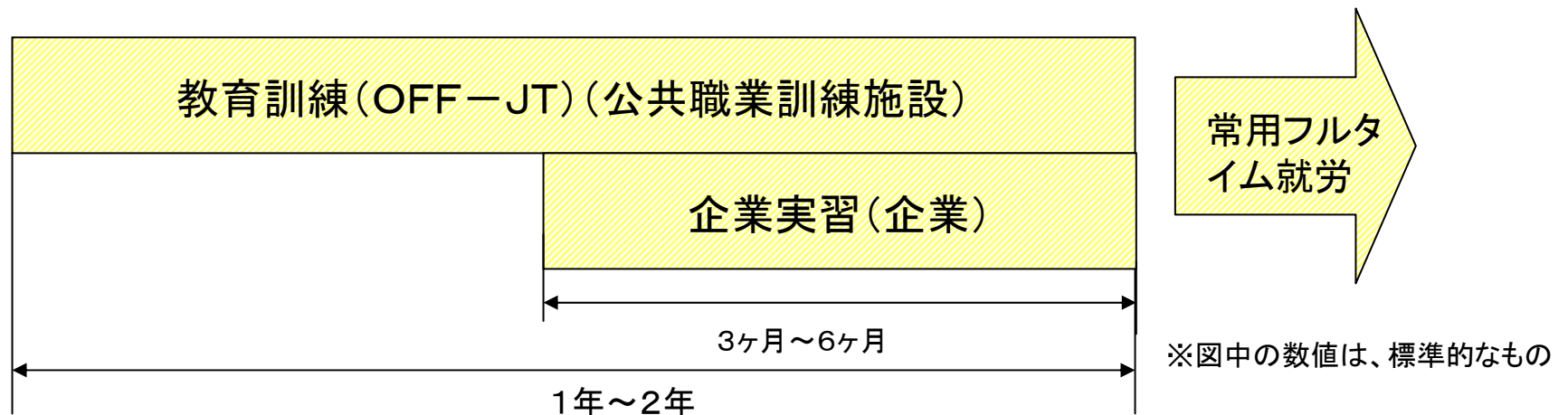


## (a) 公共職業訓練活用型(委託訓練活用型)



- ①期間／費用・・・標準5ヶ月間／無料
- ②実施方法・・・(独)雇用・能力開発機構又は都道府県から専門学校等民間教育訓練機関に委託して実施
- ③受講の申込・・・管轄のハローワークへ
- ④実績(平成18年度)・・・約27,000人が受講  
就職率75.5%(平成18年11月末までに修了したコースの受講者の3ヶ月後)

## (b) 公共職業訓練活用型 (専門課程・普通課程活用型)



- ① 期間／費用・・・1年～2年／無料～約39万円(年間)
- ② 実施方法・・・職業能力開発大学校(2年)、  
職業能力開発促進センター及び  
都道府県立職業能力開発校(1年)が実施
- ③ 受講の申込・・・それぞれの訓練校へ
- ④ 実績(平成18年度)・・・32都道府県、61施設、76コースで実施

# 主な職業訓練一覧

対策の種類・対象		主な職業訓練(平成17年度実績)	
一般施策	在職者 約5,486万人 (H18年度)	事業主等が行う教育訓練の推進	
	失業者 約271万人 (H18年度)	認定職業訓練:約30.7万人	
個別施策	若者(35歳未満)	公共職業訓練:約17.0万人	
		公共職業訓練:約18.7万人 (うち施設内約5.5万人、施設外約13.2万人) (若者(30歳未満)約7万人、中高年約4.5万人を含む)	
		公共職業訓練:約2.3万人	
		実践型人材養成システム(新規)	
	就職困難者	日本版デュアルシステム:約2.7万人(公共職業訓練型)	
		年長フリーター自立能力開発システム(新規)	
		公共職業訓練:若者(30歳未満)約7.0万人	
		公共職業訓練:中高年約4.5万人	
	新規学卒者 約30万人 (H18年)	公共職業訓練:約0.7万人	
	フリーター 約187万人 (H18年)	公共職業訓練:約0.1万人	
	若年失業者 約126万人 (H18年度)	公共職業訓練	
	中高年失業者 約97万人 (H18年度)		
	障害者		
	母子家庭の母 約123万人 (H15年度)(注2)		
	生活保護受給者		

キャリア・コンサルティング

(注1) ピンク色の部分は「職業能力形成システム」(仮称)関連施策

(注2) 母子家庭の母等の有効求職者数は約60万人(平成18年度 厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」)

(出典) 在職者・失業者・中高年の数:総務省統計局「労働力調査」、フリーターの数:総務省統計局「労働力調査詳細集計」、新規学卒者の数:文部科学省「学校基本調査」の『公共職業能力開発施設等入学者+就職者+一時的な仕事に就いた者、左記以外の者の合計』、母子家庭の母:厚生労働省「全国母子世帯等調査」をそれぞれ使用。